

令和7年度

就労継続支援B型〔サービス項目中心〕 共通評価項目（利用者調査）

共通 フレーム	No.	共通評価項目	標準調査票 質問文	項目のねらい	関連する 項目
サービスの提供	1	利用者は困ったときに支援を受けているか	あなたが困ったとき、職員は助けてくれていると思いますか	・作業や活動等、生活の中で利用者が困った際に、職員が助けてくれていると思うか（手伝ってくれたり、相談にのってくれたりするか）を調査します。	6-4
	2	事業所の設備は安心して使えるか	あなたの身の回りにある設備は安心して使えますか	・事業所の作業や活動で使用する設備について、利用者が安心して使用できるかを調査します。	利用者保護3
	3	利用者同士の交流など、仲間との関わりは楽しいか	あなたにとって、（事業所名）の他の利用者との交流など、仲間との関わりは楽しいですか	・事業所での生活における他の利用者との交流を楽しんでいると思うかを調査します。	6-4
	4	【就労継続支援B型】事業所での活動が働くうえでの知識の習得や能力の向上に役立っているか	（事業所名）での活動は、あなたの就労に向けた知識の習得や能力の向上に役に立っていると思いますか	・事業所での活動（作業や職員とのかかわり等）が、就労に向けた知識習得や能力向上に役立っていると思うかを調査します。	6-4-12
	5	【就労継続支援B型】工賃等の支払いのしくみは、わかりやすく説明されているか	あなたは、工賃等の支払いのしくみについて、職員の説明がわかりやすいと思いますか	・利用者の工賃等の支払い額や内訳等について、職員からの説明がわかりやすいと思うかを調査します。	6-4-12
安心・快適性	6	事業所内の清掃、整理整頓は行き届いているか	あなたは、（事業所名）の生活スペースは清潔で整理された空間になっていると思いますか	・事業所内の清掃、整理整頓等、清潔感が求められる場所として、トイレ・浴室・食事スペースなどに特に着目して調査します。	6-4-2
	7	職員の接遇・態度は適切か	あなたは、職員の言葉遣いや態度、服装などが適切だと思いますか	・職員の接遇・態度として、服装や身なり、言葉遣い、態度について、利用者が適切だと感じるかを調査します。	6-5-1 6-5-2
	8	病気やけがをした際の職員の対応は信頼できるか	あなたがけがをしたとき、体調が悪くなったときの、職員の対応は信頼できますか	・突発的な病気やけがに限らず、配慮すべき慢性的な病気やけがも含め、職員の対応が信頼できるかを調査します。	6-4-3
	9	利用者同士のトラブルに関する対応は信頼できるか	あなたは、利用者同士のいさかいやいじめ等があった場合の職員の対応は信頼できますか	・利用者同士のトラブルは、本人だけでなく、他の利用者間のいさかいやいじめ等も含め、実際にそういった場面での職員の対応が信頼できるかを調査します。	6-4-1
利用者個人の尊重	10	利用者の気持ちを尊重した対応がされているか	あなたは、職員があなたの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか	・利用者の考えや思いを受けとめ、それらを踏まえて行われる職員の対応に着目して調査します。	6-5-2 利用者保護2
	11	利用者のプライバシーは守られているか	あなたのプライバシー（他の人に見られたくない、聞かれたくない、知られたくないと思うこと）を職員は守ってくれていると思いますか	・プライバシーについては、他の人に見られたくないこと、聞かれたくないこと、知られたくないことに対する職員の配慮に着目して調査します。	6-5-1
	12	個別の計画作成時に、利用者や家族の状況や要望を聞かれているか	あなたのサービスに関する計画（目標）を作成したり見直しをする際に、（事業所名）はあなたの状況や要望を聞いてくれますか	・個別の計画作成時については、計画作成及び見直しの際に、利用者や家族のおかれている状況や本人の要望が聞かれているかを調査します。	6-3-1
	13	サービス内容や計画に関する職員の説明はわかりやすいか	あなたの計画やサービス内容についての説明は、わかりやすいと思いますか	・サービス内容や計画に関する説明は、個別の計画だけでなく、活動目標や支援内容の説明など、日常の中で行われている職員からの説明なども含めて調査します。	6-1-1
不満・要望への対応	14	利用者の不満や要望は対応されているか	あなたが不満に思ったことや要望を伝えたとき、職員は、きちんと対応してくれていると思いますか	・不満や要望の言いやすさにも留意し、職員が利用者のニーズを受け止め、丁寧な対応をしているかに着目して調査します。 ・対応については、要望に応えられない場合にも、きちんと説明が行われているかに着目して調査します。	6-5-2 利用者保護1
	15	外部の苦情窓口（行政や第三者委員等）にも相談できることを伝えられているか	あなたが困ったときに、職員以外の人（役所や第三者委員など）にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか	・外部の苦情窓口として、利用者の苦情や相談に対して何らかの対応を行うことができる人物や組織（第三者委員、民生委員、各種相談センター等）についての情報が提供されているかを調査します。	利用者保護1